

訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部を改正する件

○厚生労働省告示第八十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十八条第四項（同法第四百四十九条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十八条第四項の規定に基づき、訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第六十七号）の一部を次の表のように改正し、令和元年十月一日から適用する。

令和元年八月十九日

厚生労働大臣 根本 匠

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表 訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法 通則 1～3 (略) 区分 01・01-2 (略) 02 訪問看護管理療養費 1 月の初日の訪問の場合 イ 機能強化型訪問看護管理療養費 1 <u>12,530円</u> ロ 機能強化型訪問看護管理療養費 2 <u>9,500円</u> ハ 機能強化型訪問看護管理療養費 3 <u>8,470円</u> ニ イからハまで以外の場合 <u>7,440円</u> 2 月の2日目以降の訪問の場合 (1日につき) <u>3,000円</u> 注1～11 (略) 03～05 (略)</p>	<p>別表 訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法 通則 1～3 (略) 区分 01・01-2 (略) 02 訪問看護管理療養費 1 月の初日の訪問の場合 イ 機能強化型訪問看護管理療養費 1 <u>12,400円</u> ロ 機能強化型訪問看護管理療養費 2 <u>9,400円</u> ハ 機能強化型訪問看護管理療養費 3 <u>8,400円</u> ニ イからハまで以外の場合 <u>7,400円</u> 2 月の2日目以降の訪問の場合 (1日につき) <u>2,980円</u> 注1～11 (略) 03～05 (略)</p>